

(仮称)ふれあい安心名簿条例(素案)の概要

〔条例に定めるルール〕

第1条 目的	地域団体の活動の活性化及び災害時等の緊急連絡において、有用な名簿を安心して作成・利用できる手続の基準を定め、市民活動を促進するとともに、安全なまちづくりを推進する
第2条 定義	用語の定義
第3条 適用範囲	条例の基準に基づいて名簿を作成・利用する名簿に適用 条例の基準に基づかない名簿の作成・利用もできる 営利目的に使用される名簿は条例を適用しない
第4条 市の機関が作成する名簿	市の機関が条例の目的を達成するために市民と共有する名簿を作成する場合は、条例の基準に基づいてふれあい名簿を作成できる
第5条 市長の責務	名簿情報の適正な取扱いが確保され、安心して名簿を作成するための施策を推進
第8条 ふれあい名簿管理者の設置	名簿登録者の中から名簿管理者を選任 名簿管理者は、問合せ・相談等に対し、助言等を行う 名簿管理者の氏名・連絡先を名簿に記載
第10条 認証記号の取消等	基準に適合しなくなったときは、認証を取り消すことができる 認証を取り消した名簿は、認証記号交付登録簿から削除
第15条 法的責任の告知	名簿作成者は、名簿利用者が不正な取扱いをしたとき、法的責任があることを名簿に記載
第16条 助言・指導等	市は、名簿管理者からの相談を受け、助言する 市は、名簿の苦情・不正利用等について申出があったときは、名簿管理者に適切な措置を指導し、措置の相談に応じる
第17条 委任	条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める
附則	平成22年4月1日から施行する

〔条例による名簿作成のフロー〕

